	変更の内谷 田 仁 中 劫	1	<b>赤 舌 安</b>
	第1章 総則		<u>変更案</u> 第1章 総則
第1条	当会社は株式会社堀田ハガネと称する。	第1条	(現行どおり)
第2条	当会社は次の業務を営むことを目的とする。	第2条	(現行どおり)
	<ol> <li>特殊鋼、規格鋼、ステンレス鋼、普通鋼の販売及び輸出入業務。</li> <li>ボールト、ナット、パルブの関連部品(パルブボール、バルブシート、フランジ)の販売及び輸出入業務。</li> <li>上記に附帯する一切の業務。</li> </ol>		<ol> <li>(現行どおり)</li> <li>特殊鋼、規格鋼、ステンレス鋼、普通鋼に関連する製品・部品の製造と販売及び輸出入業務。</li> <li>インターネットサービス事業。</li> <li>倉庫・ロジスティクス事業。</li> <li>上記に附帯する一切の業務。</li> </ol>
第3条	当会社は本店を大阪府堺市に置く。	第3条	(現行どおり)
第4条	当会社の公告は官報に掲載する。	第4条	当会社の公告方法は電子公告とする。 但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること ができない場合は官報に掲載する。
	第2章 株式		第2章 株式
第5条	当会社の発行する株式の総数は160,000株とする。	第5条	(現行どおり)
第6条	当会社の発行する株式は、1株券、10株券、100株券の3種類とする。	第6条	当会の株式については、株券を発行しない。
第7条	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。	第7条	(現行どおり)
第8条	当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社所定の書式により作成し取得者が署名又は記名捺印した請求書に下記に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 1.株券の取得による場合は株券 2.相続、遺贈、合併、競売その他の事由により株式を取得したときは株券及びその取得を証する書面	第8条	(現行どおり)
第9条	当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには 当会社所定の書式により作成し当事者が署名又は記名捺印した請求 書に株券を添えて提出しなければならない。 その登録又は表示の抹消についても同様とする。	第9条	(現行どおり)
第10条	当会社の株主は株主又はその法定代理人の氏名、住所及び印鑑を会社に届け出なければならない。 前項に定める届出事項に変更を生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。 前2項の規定は登録された質権者に準用する。	第10条	(現行どおり)
第11条	株券の喪失によりその再発行を請求するときは当会社所定の書式による 請求書に除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。 株式の分割、併合又は汚損により株券の再発行を請求するときは当会社 会社所定の書式による請求書に株券を添えて提出しなければならない。	第11条	(現行どおり)
第12条	株式の名義書換、株券の再発行、質権の登録若しくはその抹消又は信託 財産の表示若しくはその抹消をする場合には当会社所定の手数料を徴収 する。	第12条	(現行どおり)
第13条	当会社は毎決算期の翌日からその決算期に関する定時総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。 前項の場合の外、株主又は質権者しとて権利を行使すべき者を定めたる に必要があるときは取締役会の決議により予め公告して60日を越えない ない期間株主名簿の記載の変更を停止することができる。	第13条	(現行どおり)
	第3章 株主総会		第3章 株主総会
第14条	定時株主総会は毎営業年度の末日から60日以内に招集し、臨時株主総 会は随時必要に応じて招集する。	第14条	定時株主総会は毎営業年度の末日から90日以内に招集し、臨時株主総 会は随時必要に応じて招集する。
第15条	株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは出席株主中から選任された者がこれに代わる。	第15条	(現行どおり)
第16条	株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってする。 但し法令の定めによるべき場合又は本定款に別段の定めがある場合に はその定めによる。	第16条	(現行どおり)
第17条	株主は代理人をして議決権を行使する場合、当会社の株主の中の1名を もってすること。	第17条	(現行どおり)
	第4章 取締役		第4章 取締役
第18条	当会社の取締役は3名以上とする。	第18条	(現行どおり)
第19条	当会社の取締役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 取締役選任の決議は、累積投票によらないものとする。	第19条	(現行どおり)
第20条	取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により就任した取締役の任期はその就任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。	第20条	(現行どおり)

	現 行 定 款		変 更 案
第21条	取締役会は代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは 取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役の1人が招集 する。各取締役会を招集すべき者がない場合又は他の取締役2名以上 の同意がある場合には取締役会を招集することができる。	第21条	(現行どおり)
第22条	取締役会の招集の通知は会日の3日前に発するものとする。 但し、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。	第22条	(現行どおり)
第23条	当会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。	第23条	(現行どおり)
	第5章 監査役		第5章 監査役
第24条	当会社の監査役は1名以上とする。	第24条	当会社の監査役は1名以上とし、その監査役は、会計に関するものに限り 監査を行う。
第25条	監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会 終結の時までとする。但し、補欠として選任された監査役の任期は前任 者の残任期間とする。	第25条	(現行どおり)
	第6章 計算		第6章 計算
第26条	当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第26条	(現行どおり)
第27条	株主配当金は毎年3月31日現在株主名簿最終登載の株主に配当する。 前項配当金は支払開始の時から満3年を経過するも受領しない場合には 会社の所有に帰する。	第27条	(現行どおり)
	第7章 附則		第7章 附則
第28条	当会社の株主は新株引受権を有しない。 但し取締役会の決議により与えることができる。	第28条	(現行どおり)
第29条	本定款に規定なき事項は全て現行法令による。	第29条	(現行どおり)
	この定款は平成15年5月20日現在の当会社の現行の定款である。 平成15年5月20日	この定款は平成30年5月28日現在の当会社の現行の定款である。 平成30年5月28日	